

宝塚シニアコミュニティ 訪問介護等「利用料金表」

1. 訪問介護等 利用料金表 1日あたり

*介護保険法改正により平成30年8月1日より 3割負担制度が導入される予定です。

サービス内容		時間	介護報酬額	ご利用者様負担額			備考	
				1割	2割	3割		
身体介護	身体介護1・Ⅱ	介	20分以上 30分未満	3,425円	343円	685円	1,028円	身体介護とは、利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助
	身体介護2・Ⅱ	介	30分以上 1時間未満	5,436円	544円	1,088円	1,631円	
	身体介護3・Ⅱ	介	1時間以上 の場合	7,956円	796円	1,592円	2,387円	
			(30分増す毎に)	1,038円	104円	208円	312円	
生活援助	生活援助2・Ⅱ	介	20分以上 45分未満	2,497円	250円	500円	750円	生活援助とは身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助。ただし以下の場合を除く。 ・直接本人の援助に該当しない行為 ・日常生活の援助に該当しない行為 ・商品の販売や農作業等生業の援助的な行為
	生活援助3・Ⅱ	介	45分以上	3,082円	309円	617円	925円	
第1号事業	訪問型サービスⅠ	第	宝塚市	14,674円	1,468円	2,935円	4,403円	週1回程度の利用の場合に算定 *月単位の定額報酬
			三田市	14,209円	1,421円	2,842円	4,263円	
			猪名川町	13,837円	1,384円	2,768円	4,152円	
			西宮市	14,674円	1,468円	2,935円	4,403円	
	訪問型サービスⅡ	第	宝塚市	29,337円	2,934円	5,868円	8,802円	週2回程度の利用の場合に算定 *月単位の定額報酬
			三田市	28,408円	2,841円	5,682円	8,523円	
			猪名川町	27,665円	2,767円	5,533円	8,300円	
			西宮市	29,337円	2,934円	5,868円	8,802円	
	訪問型サービスⅢ	第	宝塚市	46,531円	4,654円	9,307円	13,960円	週2回以上の利用の場合に算定 (要支援Ⅱのみ対象) *月単位の定額報酬
			三田市	45,057円	4,506円	9,012円	13,518円	
			猪名川町	43,878円	4,388円	8,776円	13,164円	
			西宮市	46,531円	4,654円	9,307円	13,960円	
加算	乗降介助加算	介	1回あたり	1,226円	123円	246円	368円	通院等のため、訪問介護員等が、乗車または降車の介助を行うとともに、併せて、屋内外における移動等の介助、受診等の手続き、移動等の介助を行った場合
	緊急時訪問介護加算	介	1回あたり	1,259円	126円	252円	378円	利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合の加算。
	初回加算	第	1回あたり	2,508円	251円	502円	753円	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回等に指定訪問介護を行った場合等の加算。
			宝塚市	2,508円	251円	502円	753円	
			三田市	2,428円	243円	486円	729円	
			猪名川町	2,365円	237円	473円	710円	
	訪問介護生活機能向上連携加算Ⅰ	第	1回あたり	1,259円	126円	252円	378円	理学療法士等と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行った場合の加算
			宝塚市	1,259円	126円	252円	378円	
			三田市	1,219円	122円	244円	366円	
			猪名川町	1,187円	119円	238円	357円	
西宮市	1,259円	126円	252円	378円				
訪問介護生活機能向上連携加算Ⅱ	介	1回あたり	2,508円	251円	502円	753円	上記の要件に加え、訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの理学療法士等が利用者宅を訪問して行う場合	
加算	処遇改善加算(Ⅰ)	介第	いずれか一つのみを算定	介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じた場合、他厚生労働大臣が定める基準に該当した場合の加算。所定単位数の137/1000 加算。				
	処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の100/1000 加算。				
	処遇改善加算(Ⅲ)			所定単位数の55/1000 加算。				
	処遇改善加算(Ⅳ)			処遇改善加算Ⅲの90%加算				
	処遇改善加算(Ⅴ)			処遇改善加算Ⅲの80%加算				

- ・ 上記料金には特定事業所加算(Ⅱ)・処遇改善加算(Ⅰ)が加算されている状態で提示しています。
- ・ 端数処理の関係上、実際の金額とは若干異なる場合があります。
- ・ 「介」は訪問介護、「第」は第1号事業の加算です。加算は該当するサービス内容のみ算定いたします。
- ・ 夜間(午後6時～午後10時)または早朝(午前6時～午前8時)に訪問した場合は25%、深夜(午後10時～午前6時)に訪問した場合は50%が加算されます。
- ・ 自己負担金額に利用された各種加算金額を足したものが1回当たりのご利用者の金額負担になります。
- ・ 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご利用者様の負担額を変更します。
- ・ ご利用者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。
- ・ 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。平常の時間帯(午前9時から午後5時)
- ・ 2人の訪問介護職員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意のうえで、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

体重の重い方に対する入浴介助等の重介護等の重介護サービスを行う場合

暴力行為などが見られる方のサービスを行う場合

その他利用者の状況等から、適当と認められる場合

- ・ ご契約者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額を介護保険から払い戻されます手続きをとっていただくこととなります(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ・ ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。
- ・ 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ・ 契約者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

2. 介護保険の給付対象とならないサービス

①介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えたサービスを利用される場合は、サービス利用料金表に定められた「介護報酬額」の全額(自己負担額ではありません。また加算分は含まれます。)が必要となります。

②複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。1枚につき20円

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

④その他のサービス

通院介助の場合、要した交通費の実費をいただきます。

⑤交通費

通常の実業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

☆経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。